

第173号議案

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「支給される職員」の次に「（以下「管理職員」という。）」を加え、「当該職員」を「当該管理職員」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条の3第1項中「第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員」を「管理職員」に改め、同条第2項中「、第7条の2」を削り、「、第28条の6第1項」を「又は第28条の6第1項」に改め、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 第5条から第6条の3まで、第7条の2及び第9条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第23条中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
- 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の

一部を次のように改正する。

第5条第6項中「第14条の2」を「第14条の2第1項」に、「同条」を「同項」に改め、「支給される職員」の次に「（以下「管理職員」という。）」を、「採用された職員」との次に「、「当該管理職員」とあるのは「当該職員」と」を加える。